

労働者派遣事業に関する情報

株式会社信龍

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供いたします。

(対象：令和 8 年 6 月～令和 8 年 6 月)

記

派遣実績なし

1. 派遣労働者の数 0 人
2. 派遣先の数 0 件
3. 派遣料金の平均額 0 円
4. 派遣労働者の賃金の平均額 0 円
5. マージン率 0 %
6. 労使協定を締結しているか否かの別等 締結していない
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(ア) 訓練内容

教育の内容	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給
ビジネスマナー研修	OFF-JT	無償	有給
職能向上ビジネス研修	OFF-JT	無償	有給
リーダートレーニング	OFF-JT	無償	有給
腰痛防止研修	OFF-JT	無償	有給

株式会社信龍

相談窓口及び連絡先

人事部（連絡先）045-680-0533

以上